

作成日 2016年 4月 11日

改訂日 2023年 3月 22日

安全データシート

1. 【 化学品及び会社情報 】

製品名	丸和エコトップP乳剤
供給者の会社名称	丸和バイオケミカル株式会社
住所	東京都千代田区神田須田町 2-5-2
担当部門	開発本部 登録・環境グループ
電話番号 / FAX	Tel: 03-5296-2313 Fax: 03-5296-2323
推奨用途	除草剤
使用上の制限	農薬登録以外の使用は不可
整理番号	23201-04

2. 【 危険有害性の要約 】

化学品の GHS 分類(分類 JIS)

物理化学的危険性	引火性液体	区分 4
健康有害性	皮膚腐食性/刺激性	区分 2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	皮膚感作性	区分 1
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2(中枢神経系、血液、眼、呼吸器系、気道、肝臓、腎臓)
環境有害性	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(中枢神経系、呼吸器系) 区分 2(血液、眼)
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語

危険有害性情報

危険
可燃性液体
皮膚刺激
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
強い眼刺激
発がんのおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
臓器の障害のおそれ(中枢神経系、血液、眼、呼吸器系、気道、肝臓、腎臓)
長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害(中枢神経系、呼吸器系)
長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害のおそれ(血液、眼)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

注意書き 【安全対策】

- 取扱後は手、前腕および顔をよく洗うこと。
 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 環境への放出を避けること。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- 【応急措置】** 皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。
 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師/中毒情報センターに連絡すること。
 ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診察/手当てを受けること。
 気分が悪い時は医師の診察/手当てを受けること。
 皮膚刺激または発疹が生じた場合:医師の診察/手当てを受けること。
 眼の刺激が続く場合:医師の診察/手当てを受けること。
 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。
 漏出物を回収すること。
- 【保管】** 換気の良い場所で保管すること。
 施錠して保管すること。
- 【廃棄】** 内容物、容器を関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄すること。
 都道府県知事などの許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理すること。

3. 【組成及び成分情報】

化学物質・混合物の区別
 化学名又は一般名

混合物

ジメテナミドP:

(S)-2-クロロ-N-(2,4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-
 メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド

リニュロン:

3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素

成分及び含有量		化審法 No.	安衛法 No.	CAS No.
<有効成分>				
ジメテナミドP	8.5 %	—	8-(6)-291	163515-14-8
リニュロン	12.0 %	(3)-2193	4-(13)-44	330-55-2
<その他>				
有機溶剤、界面活性剤等	79.5 %			
(エチルベンゼン	1.1 %)	(3)-28、(3)-60		100-41-4
(ナフタレン	7.1 %)	(4)-311	既存化学物質	91-20-3
(メチルナフタレン	12 %)	(4)-80	既存化学物質	1321-94-4
(トリメチルベンゼン	11 %)	(3)-3427	既存化学物質	25551-13-7
(N-メチル-2-ピロリドン	5.0 %)	(5)-113	8-(1)-1013、 8-(1)-1014	872-50-4
(灯油	0.6 %)			64742-81-0
(キシレン	0.9 %)	(3)-3、(3)-60		1330-20-7

4. 【応急措置】

応急措置 一般

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

皮膚は多量の水で洗浄する。

汚染された衣類を脱ぐこと。

<p>眼に入った場合</p>	<p>皮膚刺激または発しん(疹)が生じた場合:医師の診断/手当てを受けること。 水で数分間注意深く洗うこと。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。 気分が悪いときは医師/中毒情報センターに連絡すること。</p>
<p>飲み込んだ場合 急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状</p>	<p>刺激性。アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ。 眼刺激。</p>
<p>症状/損傷 皮膚に付着した場合 症状/損傷 眼に入った場合 医師に対する特別な注意事項 その他の医学的アドバイスまたは治療</p>	<p>対症的に治療すること。</p>

5. 【 火災時の措置 】

<p>適切な消火剤 使ってはならない消火剤 火災時の特有の危険有害性</p>	<p>水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素 情報なし 可燃性液体。 有毒な煙を放出する可能性がある。</p>
<p>消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置</p>	<p>適切な保護具を着用して作業する。 自給式呼吸器。 完全防護服。</p>

6. 【 漏出時の措置 】

<p>人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置</p>	<p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 裸火、火花禁止、禁煙。 出勤は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 適切な保護具を着用して作業する。 詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。</p>
<p>環境に対する注意事項</p>	<p>環境への放出を避けること。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。</p>
<p>封じ込め及び浄化の方法 及び機材</p>	<p>漏出物を回収すること。 吸収剤の中で拡散した液体を吸収する。 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。</p>

7. 【 取扱い及び保管上の注意 】

<p>取扱い 技術的対策 安全取扱注意事項</p>	<p>情報なし 使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 作業場における製品の放出を避けるため、または最小限にするため、技術的に必要なあらゆる措置をとる。 取り扱う製品数は必要最小限にし、ばく露使用者の人数を最小限に抑える。 容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。 作業所の十分な換気を確保する。 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。 ー禁煙。</p>
---	---

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
 個人用保護具を着用する。
 皮膚、眼との接触を避ける。
 ラベルを良く読む。
 ラベルの記載内容以外に使用しない。
 農薬は余らせて廃棄することのないように全てを使い切る。
 使用済み容器などの洗浄液は、環境に影響のないよう配慮し適切に処理する。
 有効期限内に使用する。
 使用済み容器は他の用途には絶対に使用しない。
 自動車などに散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないように注意する。
 かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意する。
 情報なし
 作業服と外出着とを分ける。個別に洗う。
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 製品取扱い後には必ず手を洗う。

接触回避
衛生対策

保管

安全な保管条件

施錠して保管すること。
 換気の良い場所で保管すること。
 涼しいところに置くこと。
 火気厳禁。

安全な容器包装材料

食品や飲料と区別して保管する。
 小児の手の届くところに置かない。
 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 【ばく露防止及び保護措置】

設備対策

本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。作業所の十分な換気を確保する。

保護具

呼吸用保護具
 手の保護具
 眼、顔面の保護具
 皮膚及び身体の保護具
 環境へのばく露の制限と監視

適切な呼吸器保護具を着用する。
 保護手袋を着用する。
 安全メガネ
 適切な保護衣を着用する。
 環境への放出を避けること。

9. 【物理的及び化学的性質】

物理状態

液体

色

黄赤色

臭い

情報なし

融点/凝固点

情報なし

沸点又は初留点及び沸騰範囲

情報なし

可燃性

可燃性液体

爆発下限界及び爆発上限界

情報なし

/可燃限界

引火点

66.5°C(タグ密閉式)

自然発火点

情報なし

分解温度

情報なし

pH

4.8

動粘性率

情報なし

溶解度

情報なし

n-オクタノール/水分配係数 (log 値)	情報なし
蒸気圧	情報なし
密度及び/又は相対密度	1.00
相対ガス密度	情報なし
粒子特性	非該当

10. 【安定性及び反応性】

反応性	通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しない。
化学的安定性	通常の下では安定。
危険有害反応可能性	通常の使用条件下において、危険な反応は全く知られていない。
避けるべき条件	高温面との接触を避ける。熱、炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 【有害性情報】

急性毒性(経口)	ラット LD ₅₀ : ♀ >2000mg/kg(区分に該当しない)
急性毒性(経皮)	ラット LD ₅₀ : ♂ ♀ >2000mg/kg(区分に該当しない)
急性毒性(吸入)	情報が十分でない(分類できない)
皮膚腐食性/刺激性	ウサギ 中等度刺激性
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	ウサギ 強度刺激性
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性 情報が十分でない(分類できない) 皮膚感作性 モルモット 皮膚感作性あり
生殖細胞変異原性	情報が十分でない(分類できない)
発がん性	区分2のナフタレン及びエチルベンゼンをそれぞれ1%以上含むため、区分2に該当。
生殖毒性	区分1BのN-メチル-2-ピロリドン、エチルベンゼン及びキシレンをそれぞれ0.3%以上含むため、区分1Bに該当。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(眼、気道、血液)のナフタレン及び区分1(呼吸器系、中枢神経系、腎臓、肝臓)のキシレンをそれぞれ1%以上含むため、区分2(眼、気道、呼吸器系、中枢神経系、腎臓、肝臓、血液)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(呼吸器系、中枢神経系)のトリメチルベンゼンを10%以上含むため、区分1(呼吸器系、中枢神経系)に該当。 区分1(眼、呼吸器系、血液)のナフタレンを1%以上含むため、区分2(眼、血液)に該当。
誤えん有害性	情報が十分でない(分類できない)

12. 【環境影響情報】

生態毒性	
魚類	コイ LC ₅₀ (96h): 8.2mg/L
甲殻類	オオミジンコ EC ₅₀ (48h): 7.7mg/L
藻類	緑藻 ErC ₅₀ (72h): 0.27mg/L
	短期(急性): 藻類の ErC ₅₀ 値より、区分1に該当
	長期(慢性): 急性毒性が区分1のため、区分1に該当
残留性/分解性	情報なし
生態蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	情報が十分でない(分類できない)

13. 【 廃棄上の注意 】

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。
 ・農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
 ・市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
 ・使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。
 使用済み容器などの洗浄液は、環境に影響のないよう配慮し適切に処理する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。
 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。

14. 【 輸送上の注意 】

国連番号	3082
品名(国連輸送名)	環境有害物質(液体)
国連分類	9(有害性物質)
容器等級	III
海洋汚染物質	該当
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	運搬に際しては容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行い、法令の定めるところに従う。
国内規制がある場合の規制情報	陸上規制: 消防法の規定に従う。 海上規制情報: 船舶安全法の規定に従う。 航空規制情報: 航空法の規定に従う。
応急措置指針番号	171

15. 【 適用法令 】

該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

農薬取締法	第 23201 号		
道路法	車両の通行の制限(施行令第 19 条の 13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号・別表第 2)		
消防法(危険物、指定可燃物)	第 4 類第二石油類(非水溶性)		
毒物及び劇物取締法	該当なし		
労働安全衛生法	第 57 条 表示対象物		
	N-メチル-2-ピロリドン	政令番号: 588 の 2	5%未満
	エチルベンゼン	政令番号: 70	5%未満
	キシレン	政令番号: 136	5%未満
	ナフタレン	政令番号: 408	1~10%
	トリメチルベンゼン	政令番号: 404	10~20%
	メチルナフタレン	政令番号: 582 の 2	10~20%
	第 57 条の 2 通知対象物		
	N-メチル-2-ピロリドン	政令番号: 588 の 2	5%未満
	エチルベンゼン	政令番号: 70	5%未満
	キシレン	政令番号: 136	5%未満
	ナフタレン	政令番号: 408	1~10%
	トリメチルベンゼン	政令番号: 404	10~20%
	灯油	政令番号: 380	5%未満
	メチルナフタレン	政令番号: 582 の 2	10~20%

化学物質排出把握管理促進法 (化管法)	リニュロン	第1種	12 %
	ナフタレン	第1種	7.1%
	メチルナフタレン	第1種	12 %
	ジメテナミドP*	第1種	8.5%
	エチルベンゼン*	第1種	1.1%
	トリメチルベンゼン*	第1種	11 %
	N-メチル-2-ピロリドン*	第1種	5.0%
土壌汚染対策法	*令和5年4月1日以降 該当なし		

16. 【 SDSの作成と改訂に関する情報を含むその他の情報 】

事故に伴い急性中毒の恐れがある場合

公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番

	一般市民専用電話 (通話料のみ)	医療機関専用有料電話 (1件につき2000円)
大阪中毒110番 (年中無休、24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば中毒110番 (年中無休、9~21時対応)	029-852-9999	029-851-9999

記載内容は十分な配慮に基づき作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがあります。本データシートは情報を提供するものであって、品質や安全性等に関していかなる保証もするものではありません。危険・有害性等の評価は必ずしも万全ではありませんので、取扱いには十分注意を払って下さい。また、注意事項は通常の実施を対象としております。